

## 災害時における被災者支援ボランティア活動の実施等に関する協定書（ひな型）

香川県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、香川県内で大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援のためのボランティア活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、香川県内での災害時、避難所等における被災者の生活環境の改善を図るため、甲が乙に対し、被災者支援のボランティア活動に関する協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる活動を遂行するために、乙の支援を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援活動の内容、期間等を指定して別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、文書により支援活動の内容、期間等を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、口頭、電話等で回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。ただし、乙が被災するなど第1項の要請に応じることが困難である場合には、この限りでない。

### （活動の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する活動は、次のとおりとする。

（1）避難所等における被災者支援活動の協力

（2）避難所等における被災者支援ボランティアとしての人員の派遣

2 前項で活動の内容を定めたことにより、乙が自主的判断に基づいて災害ボランティア活動を行うことを妨げるものではない。

### （活動報告）

第4条 甲は、第2条の要請に基づく支援活動の状況について、必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により報告を求められた場合は、文書により支援活動の状況を報告する。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、口頭等で報告を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 前2項の規定は、乙の自主的な支援活動の状況の報告を妨げるものではない。

(費用の負担)

第5条 第3条の活動に要した費用は、原則として乙が負担する。ただし、災害救助法の適用により甲が負担すべき費用、又は、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

(連絡体制等)

第6条 この協定の迅速かつ円滑な履行を図るため、連絡担当者名簿を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲と乙は災害に備え防災訓練や災害支援にかかる研修に参加するなど、日頃から災害時に備えて資質向上と多様な主体とのネットワークの構築、連携の強化に努めるものとする。

2 乙は保有する防災資機材を平常時から積極的に活用し、災害時の実効性を高めるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県  
香川県知事

乙 香川県〇〇市(町)〇〇  
〇〇法人 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇 〇〇 〇〇